この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ · 4	\、 汉受印 \																			【1,	/2]
令和] 年	三 月	Ħ	申	住が、法が、本が、たった。	又 に 人 の 店 る 事	場合工務	所)は	(〒 7 ❷(法人 広島)	の場合	のみ公	表される		55-39	10号	来早)
				,	(フ 納	リ オ 税	i ナ)	地	(〒 7 広島				「1-1-ŧ	55-39		田 夕						
				請	(フ氏名		i +)	Ī	フチカ゛: ⊗ ※!! ►						(電話	番号)
				者	(7	リカ	· +)	-	州工	·												
	広島東	. 税務	署長殿		(法)	者	氏								1						1	
公表 1 2 な	されま 申請者 法人 よ よ よ よ	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名 ない社 び2の	称 団等る ほか、	】 事項(② を除く。 登録番 て公表し)にあ 号及で	りって <i>に</i> ド登録 ^生	は、 军月	本店又 日が <i>2</i>	、 は主 え え さ	たるれま	事務原す。	折の所	在地								ージで
(平成2 ※ 当	8年法律 i該申請	津第15 青書は	号) 、所 [:]	求書発 第 5 条 得税法 日以前 l	の規定	とによ 一部を	るこ	改正後 Eする	i の消 法律	肖費利	急法第	57条	· の 2	第 2	項の	規定	12]	こりし	申請	しまっ	す。
					期間の							場合は	は令和	口 5 年	三6月	30 ⊨	1) ま	でに	220	の申	請書る	2提出
事	業	者	区	分	※ 次身	医「登録	を提出する 最要件の 限」欄も)確認	Z 課	税事を記載	業者 して	くださ	い。す	ミた、 :	免税事	免和	説事! に該き	業者 当する	場合			-
判定合はこのになか	により 令和 5 申請書 ったこ	月31日 課税事 年6月3 を提出つ と と は、 そ は	業者とな 0月)ま ることが き困難な	なる場 まででき な事情																		
税	理	±:	署	名	T1/ T07		長谷	F) 1	会計						(電話	番号	082	?	27	'2	_ 586	5 8)
※ 税 務	整理番号				部門 番号		申請	青年	月日			年	月	F	通	信	年	J.	付		確認	
伤署処理	入力	処 理		年	月	日	番号確認				身元 確認	□ Ñ		確認 書類		番号カ- 他(- F∕i	通知力 -	- F • 3	運転免	許証) 	
欄	登録	:番号	Т				1			1												

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

													Γ					T									
														氏名	3 又	は~	名 称	5	渕上	瑛	士						
	Ē	該当`	する	事業	者0)区(分に	応し	٠,		にレ	印を	付	トし言	己載し	して	< <i>†</i>	ださ	い。								
		(平	成2	8年泊	去看	1	15号	テ)	附.	則角	第44	条第	4	項(の規	定の	り適	用	所得 を けな	け。	よう	と	する	事	業者	する	法律
		/		r	777		-	1											1								
事	個 人 番 号															_		_									
業		事業		年月) 3															法人のな	事	業	年	度			月 ——	日
者		内容		月日								年		,	月		日		のみ 記載		<u> </u>	<u></u>	<u></u> 金	至		月	円
l o		谷 等		 業		<u></u> 内	容													<u> </u>							
確		·	貴稅	課稅	色事:	業者	· (j													*	令和			間 日か ₁ かの			日 月 31日
認			とす								.,,,,	2,,,,,	•							\$	和		年		月		Ħ
登 録																											
要		ν).	上河心」	作用サン	· V • 9	9 4 6 7	(J=(J)	尹未	:1	(一百次	∶	<i>つ物</i>		14,	114	V ']	æ 1	迭扒		\ / _	. C						
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)																										
確認														ヽえ													
参																						-					
考																											
事																											
項																											